令和８年１１月１２日

まちづくり委員会資料

麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事の事業進捗について

建 設 緑 政 局

（道路河川整備部北部都市基盤整備事務所）

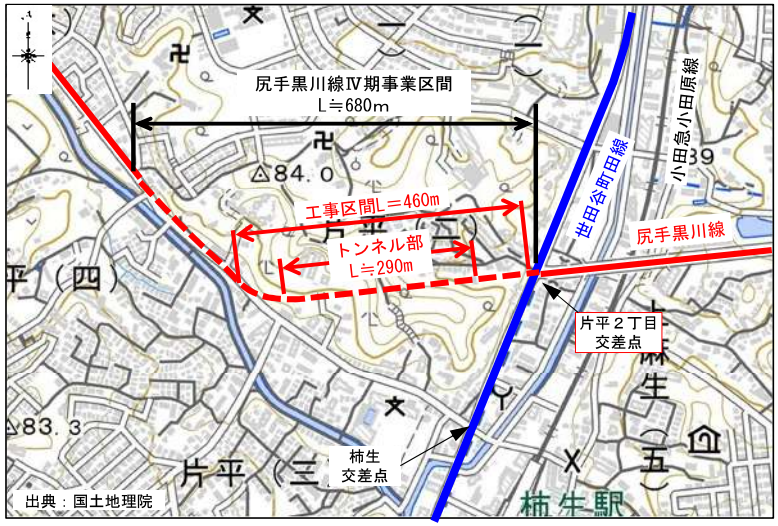
麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事の事業進捗について

1．事業の目的

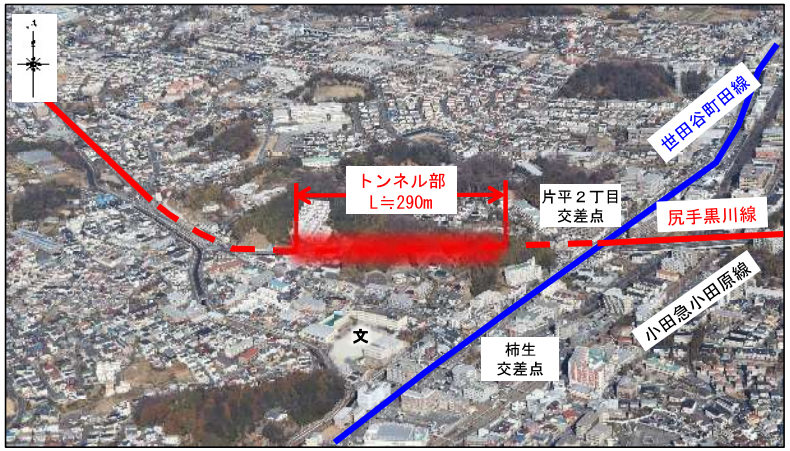
本工事は、片平２丁目交差点から西側へ新たに整備される道路の一部として、トンネルを築造するものです。

また、都市計画道路尻手黒川線は、市域を南北に縦貫する主要幹線道路として、これまで段階的に整備を進めています。本工事を含む尻手黒川線Ⅳ期事業区間が完成すると、一部に概成区間が残るものの、全線約２３キロメートルが開通することとなります。

【 位 置 図 】



【 航空写真 】



2．工事概要

件　　名 ： 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事

工　　期 ： 令和５年１０月１９日 ～ 令和９年４月３０日

受 注 者 ： 西松・森本共同企業体

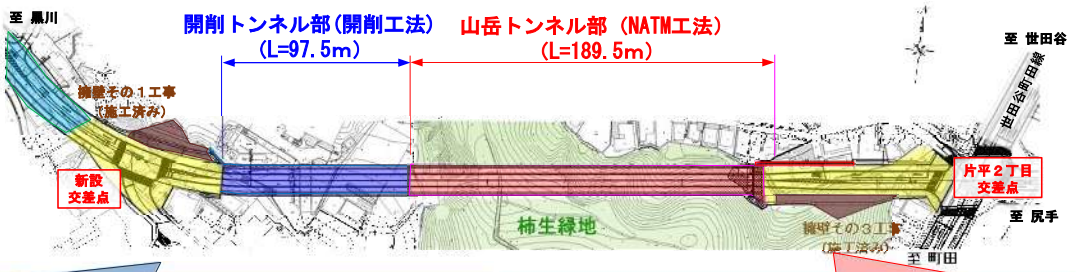
当 初 契 約 ： ￥２，７８３，０００，０００円（R5～R7債務）

現 在 契 約 ： ￥４，０５５，６０６，５００円

（R5～R9年債務（工期延期）、当初から約１２．７億円の増額）

尻手黒川線Ⅳ期事業区間 ： 4種2級道路、片側１車線（W=３．０m）、歩道あり（W=２．５m）、設計速度５０ｋｍ／時

【 工 事 平 面 図 】

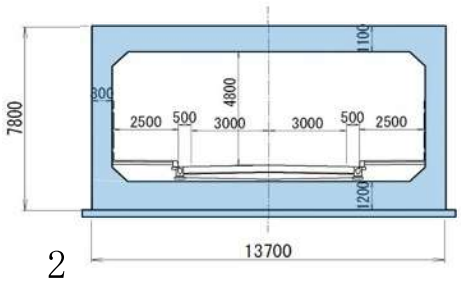




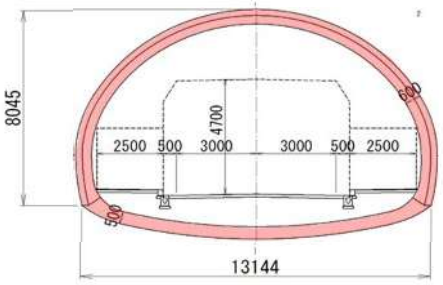




開削トンネル



山岳トンネル



麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事の事業進捗について

3．これまでの経緯

令和５年１０月１９日　工事請負契約の締結
　　１２月　　現場着工
令和６年　３月２９日　第１回変更契約　（債務負担行為（支払予定額）の変更）
令和７年　１月２３日　まちづくり委員会『工事請負契約の変更を報告』
　　⇒　約２．７億円の増額及び９カ月の工期延期
　　３月２４日　第２回変更契約　（自立式鋼管杭擁壁継手部の材料変更等）
　　７月　２日　第３回変更契約　（約２．７億円の契約金額（増額）の変更）
　　７月１０日　まちづくり委員会『現地視察にて工事進捗状況を確認』
　　⇒　山岳トンネル部　坑口から１００メートルまで掘進
　　１１月　６日　まちづくり委員会『工事の進捗及び事業費等の変更を報告』
　　⇒　約１０億円の増額及び約６か月の工期延期
令和８年　１月　７日　第４回変更契約　（工期延期　令和９年４月３０日まで）
　　１月２１日　山岳トンネル部が貫通



　　３月２５日　第５回変更契約（約１０億円の契約金額（増額）の変更）

【現　在】
トンネルの掘削工事は完了、仮設の撤去・開削トンネル部の上部の復旧（埋め戻し）などの工事を進めています。



令和7年11月6日『まちづくり委員会』で報告した内容
【事業費等の変更について】

（課題）
①泥岩の固結度が低く、当初想定よりも脆弱
②湧水量が想定より多い

（必要な対策）
(1)トンネルの補助工法（地盤改良）の追加
(2)坑内の仮設舗装の追加
(3)湧水を排水するための排水設備を前倒しで整備※
(4)土留め・仮橋撤去を前倒しで実施※
※ 道路築造（その２）工事で予定していた工事を前倒しし、本工事で実施することとした。

（事業費の変更）
対策を講じるため次のとおり事業費等の変更を行います。
・事業費について：約30億円　→　約40億円（約10億円増）
工事の最終年度にインフレスライド等の精算を行うことをあわせて報告しています。
・完成時期について：令和8年12月完成　→　令和9年6月完成（６か月の工期延期）
完成時期については、委員会報告後に精査した結果、令和9年4月完成に見直し、令和8年１月第４回変更契約を締結しています。

引き続き、上記の変更手続きを進めるとともに、完了に向けて**インフレスライドなどの調整を行い、工事の最終年度にこれら経費の精算を行うことを報告**

ー現場見学会ー
①令和７年９月～１０月　工事現場近隣の方々及び市立柿生小学校児童向け見学会
　第２７回禅寺丸柿まつりと合同での現場見学会を開催
②令和８年　１月１８日　山岳トンネル貫通前のトンネル内部見学会＆体験イベントを開催
③令和８年　８月　２日　工事期間最後のトンネル内部見学会＆体験イベントを開催



麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事の事業進捗について

４．工事完了に向けた事業費の精算

【事業費等の変更】

・事業費について

工事完了に向け、賃金水準及び物価水準の変動（インフレスライド条項）などによる経費、土の運搬・処分費及びその他の工事数量について、施工実績に基づく精算を行うため、事業費の変更が必要となりました。

約４０．６億円 → 変更：約４５．６億円（約５．０億円増）

・完成時期について

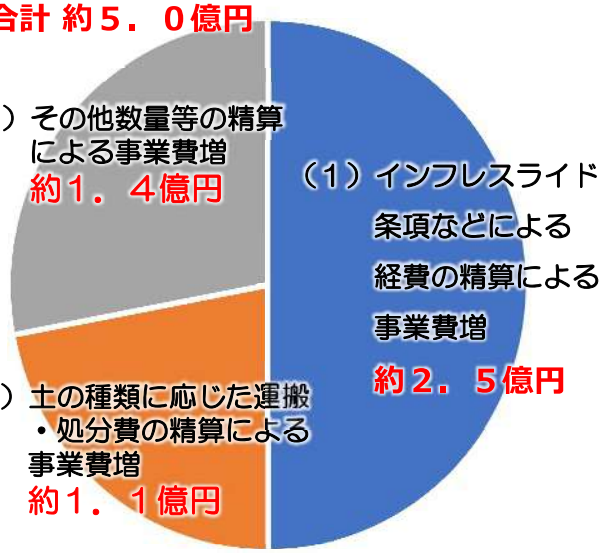
現状：令和9年4月 → 変更なし

・債務負担行為について

事業費の変更に伴い、令和7年度に設定した債務負担行為の限度額を変更する必要が生じたため、上記の事業費を反映した新たな債務負担行為の設定に係る議案を令和８年第４回定例会へ提出する予定です。

【事業費の変更の内訳】

合計 約５．０億円



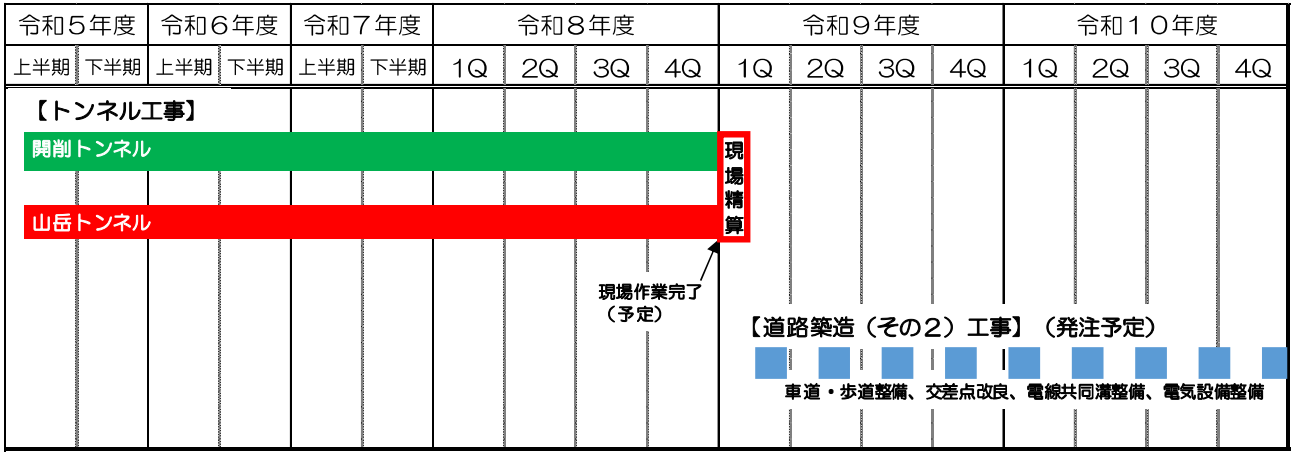
事業費の推移

契　約　年　月	上段：事業費（税込み） 下段：増　額（税込み）
令和５年１０月（当初）	２，７８３百万円 －
令和７年７月	３，０５１百万円 ２６８百万円
令和８年３月	４，０５５百万円 １，００４百万円
令和9年3月（予定）	**約４，５６０百万円** **約５００百万円**

５．今後の予定

- 令和９年３月の変更契約に向け、受注者と調整を図りながら最終的な数量及び工事費の精算を進め、令和９年第１回定例会へ請負契約変更の議案を提出し、変更契約の手続きを行う予定です。
- 本工事の施工につきましては、令和９年４月の工事完成に向け、湧水の排水施設や開削トンネル上部の復旧等の工事を着実に進めてまいります。
- トンネル工事の完成後は、道路の整備として、車道・歩道、交差点、電線共同溝及び電気設備の整備を行う「麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（その２）工事」の発注を予定しており、令和１０年度末の完成を目指します。

スケジュール



麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事の事業進捗について

変更の内容

今回の事業費の変更は、前回の委員会で御報告した対策工事の追加とは異なり、賃金及び物価水準の変動や、工事の進捗に伴って確定した施工実績を反映するため、必要な経費を精算するものです。

（１）インフレスライド条項などによる経費の精算による事業費増　約２．５億円

➢　**インフレスライド条項（約１．０億円）**

「川崎市工事請負契約約款第２６条第６項（インフレスライド条項）」に基づき、賃金水準や物価水準の変動に伴う請負代金額の増加分について、受注者から請求を受け、契約約款に定める手続により精算を行います。なお、精算は受注者と協議のうえ、インフレスライド額の確定後、最終の契約変更時に実施することとしています。

賃金水準・物価水準の変動例
（当初設計単価と令和８年３月単価との比較）



➢　**週休２日制確保モデル工事（約１．３億円）**

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組として、「川崎市週休２日制確保モデル工事試行実施要領」に基づき実施しています。受注者希望型の工事として、所定の現場閉所率を達成する見込みであることを確認したため、要領に基づき経費の精算を行います。

➢　**熱中症対策（約０．２億円）**

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（川崎市要綱）」に基づき、受注者からの請求を受け、所定の熱中症対策が実施されたことを確認できたことから、経費の精算を行います。

（２）土の種類に応じた運搬・処分費の精算による事業費増　約１．１億円

トンネルの掘削に伴う土の運搬及び処分について、土砂や軟岩といった土の種類によって費用が異なることから、施工の結果確認された土の種類及び数量に基づき、運搬・処分費の精算を行うものです。開削トンネル部について、当初、土砂を主体と想定していたところ、実際には軟岩の占める割合が当初想定より上回っていたことから、運搬・処分費の変更が生じたものです。





（３）その他数量等の精算による事業費増　約１．４億円

- 現場で発生した泥水を、「水」と「泥」に分離するための設備（濁水処理設備）の設置期間及び処理に伴う汚泥処分の精算（約０．５億円）
- 山岳トンネル部の補助工法に伴う地盤改良材の注入量の精算（約０．１億円）
- 山岳トンネル施工に要する電気設備や吹付プラント設備などの設置期間の精算（約０．１億円）
- その他、実際の施工数量等にあわせるための精算（約０．４億円）



【追加工種】

- 施工に伴い、湧水がアルカリ性を示していることから、濁水処理設備の撤去後も排水基準に適合させて放流するため、炭酸ガスを用いた中和処理装置の追加による増（約０．３億円）

